



20初教課第18号

平成20年6月12日

附属小学校及び特別支援学校を置く
各国立大学法人附属学校担当課長

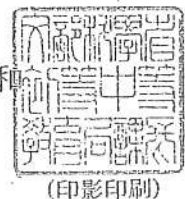
各都道府県教育委員会指導事務主管課長 殿

各都道府県私立学校担当課長



文部科学省初等中等教育局教育課程課長

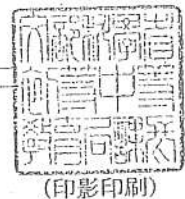
高橋道和



(印影印刷)

特別支援教育課長

永山裕二



(印影印刷)

保育所児童保育要録の小学校への送付等に関する周知について（通知）

就学前の教育と小学校（特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）との円滑な接続については、かねてからその推進について御尽力いただいているところですが、このたび、標記について、厚生労働省から別紙のとおり依頼がありました。

その趣旨は、別添1の保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）第四章の1の（三）のエ及び別添2の「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」（平成20年3月28日雇児保発第0328001号）第3（保育所児童保育要録関係）にあるとおり、保育所児童保育要録の写しが保育所から児童の就学先の各小学校に送付されること、送付された同要録の写しについては幼稚園幼児指導要録の写しに準じて取り扱っていただきたいこと等ですので、御了知いただきたくお願いいたします。

また、小学校を附属して設置する各国立大学法人におかれては当該附属小学校に対し、各都道府県教育委員会におかれては所管の特別支援学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県におかれては所轄の小学校及び学校法人に対し、本件につき周知方よ

ろしくお願いいたします。

なお、幼稚園教育と小学校教育との連携については幼稚園教育要領及び小学校学習指導要領に規定しており、また、幼稚園の指導要録の写しの小学校への送付については学校教育法施行規則第24条に規定しているとおりである旨申し添えます。

【本件問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局

教育課程課 富森、川口、花房

TEL 03-5253-4111 (内線2073)

特別支援教育課 吉原、矢野、吉田

TEL 03-5253-4111 (内線2003)

(参考)

○ 保育所保育指針（平成20年3月28日 厚生労働省告示第141号）

第4章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

指導計画の作成に当たっては、第2章（子どもの発達）、前章（保育の内容）及びその他関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。

エ 小学校との連携

(7) 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。

(イ) 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

○ 保育所保育指針の施行に際しての留意事項について

（平成20年3月28日 雇児保発第0328001号）

第3 保育所児童保育要録関係

第4章の1の(3)のエ（小学校との連携）において、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から就学先となる小学校へ送付されるようにすることとされたが、当該資料に関する様式、取扱い等については以下のとおりであること。

2 保育所児童保育要録の作成、送付等について

子どもの育ちを支えるための資料（以下「保育所児童保育要録」という。）の作成、送付、保存等については、以下の取扱いに留意すること。

また、各市町村においては、保育所児童保育要録が小学校に送付されることについて市町村教育委員会にあらかじめ周知を行うなど、市町村教育委員会との連携を図ること。

(1) 施設長の責任の下、担当の保育士が記入すること。

(2) 作成した保育所児童保育要録については、その写しを児童の就学先となる小学校の校長に送付すること。

(3) 保育所は、作成した保育所児童保育要録の原本について、保育所児童保育要録の趣旨にかんがみ、当該児童が小学校を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。

○ 幼稚園教育要領（平成20年3月28日 文部科学大臣告示第26号）

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等 に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

- (5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

○ 小学校学習指導要領（平成20年3月28日 文部科学大臣第27号）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

○ 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日 文部省令第11号）

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- 2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
- 3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。



雇児保発第0612001号
平成20年6月12日

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長 殿
特別支援教育課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



保育所児童保育要録の小学校への送付等に関する周知について（依頼）

厚生労働省においては、本年3月28日に、別添1のとおり、保育所における保育の内容を定める「保育所保育指針」（平成20年厚生労働省告示第141号）を公布したところです。

この保育所保育指針においては、子どもの生活や発達の連続性の観点から、保育所と小学校との連携について定めており（第4章の1の（3）のエ関係）、その取扱い等について、別添2のとおり、「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」（平成20年3月28日付け雇児保発第0328001号本職通知）において各地方公共団体あてに周知を行ったところです。

ついては、その円滑な運用を図るため、下記について、地方公共団体の関係部局を通じて小学校（学校法人等を含む。）に対して十分御了知いただくよう御周知方を願います。

記

- 1 「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」の第3（保育所児童保育要録関係）のとおり、子どもの育ちを支えるための資料（以下「保育所児童保育要録」という。）の写しが、保育所から児童の就学先となる小学校に送付されること。
- 2 各小学校においては、送付された保育所児童保育要録の写しについて、幼稚園より送付される幼稚園幼児指導要録の写しに準じて取り扱っていただきたいこと。
- 3 各市町村教育委員会においては、市町村の保育担当部局と連携する等により、保育所児童保育要録の写しの送付をはじめとする保育所、幼稚園及び小学校の連携について、引き続き御協力いただきたいこと。

(前のページより続き)

○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(同一三八)

○消費生活協同組合法施行規程を定める件(同一三九)

○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令附則ただし書に規定する別に定める日を定める件(同一四〇)

○保育所保育指針を定める件(同一四一)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準を定める件(同一四二)

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一四三)

○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(同一四四)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示(経済産業省五五)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部を改正する告示(同五六)

○循環型社会形成推進基本計画を変更した件(環境三三)

○廃棄物処理施設整備計画を定めた件(同三四)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、再生関係

本号で公布された 法令のあらまし

三〇

◇政治資金規正法施行令の一部を改正する政令(政令第七三三号)(総務省)

1 法第一九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体がその旨を届け出る場合に提出しなければならない法第六条第二項の政令で定める文書は、法第一九条の八第一項の規定による通知に係る文書とした。(第四条第六号関係)

2 法第一九条の三四に定めるもののほか、議事の手続その他政治資金適正化委員会の運営に關し必要な事項は、政治資金適正化委員会が定めることとした。(第七條の二關係)

3 法第一九条の三六に定めるもののほか、政治資金適正化委員会の事務局の内部組織は、総務省令で定めることとした。(第七條の三關係)

4 この政令は、一部の規定を除き、平成二〇年四月一日から施行することとした。(附則關係)

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令(政令第七四四号)(内閣府本府)

一 国民生活局に新たに消費者安全課を置く等、所要の整備を行うこととした。

二 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第七五五号)(総務省)

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成一九年法律第七五五号)の施行期日は、平成二〇年五月一日とするものとした。

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(政令第七六六号)(総務省)

1 特定事務受任者が、住民票の写し等の交付の申出を行うに当たって、依頼者の氏名又は名称を明らかにしなくてはならない特例が認められる業務を規定することとした。(第一五條の二關係)

2 指定都市の区に関する適用関係の規定を整備することとした。(第三一條關係)

3 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日(平成二〇年五月一日)から施行することとした。

◇首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律施行令等の一部を改正する政令(政令第七七九号)(国土交通省)

一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律施行令の一部改正關係(第一條關係)

二 首都圏の都市開発区域における地方税の不均一課税に伴う措置の適用要件を改めることとした。

三 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開闢に關する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備に關する法律施行令の一部改正關係(第二條關係)

近畿圏及び中部圏の都市開発区域における地方税の不均一課税に伴う措置の適用要件を改めるとともに、同措置の適用を平成二二年三月三十一日まで延長することとした。

三 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令(政令第七八八号)(財務省)

1 平成一九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二條第二項の規定により平成二〇年四月一日以後発行される公債に係る収入については、日本銀行において平成一九年度所屬の歳入金として平成二〇年六月三〇日まで受け入れることができることとした。(附則第一〇條關係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備に關する政令(政令第七九九号)(文部科学省)

一 地方教育行政の組織及び運営に關する法律施行令の一部改正關係(第一條關係)

1 教育委員会の委員の定数の増加に伴い新たに任命される委員の任期や、市町村の新設後最初に任命される教育委員の任期について特例を定める等の規定の整備を行うこととした。

○厚生労働省告示第百四十一号
 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき、保育所保育指針を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

保育所保育指針

目次

- 第一章 総則
- 第二章 子どもの発達

- 第三章 保育の内容
- 第四章 保育の計画及び評価
- 第五章 健康及び安全
- 第六章 保護者に対する支援
- 第七章 職員の資質向上
- 第一章 総則

1 趣旨

- (一) この指針は、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。
- (二) 各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

2 保育所の役割

- (一) 保育所は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であらなければならない。
- (二) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

- (三) 保育所は、入所する子どもを保育することにも、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- (四) 保育所における保育士は、児童福祉法第十八条の四の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもつて、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

3 保育の原理

(一) 保育の目標

- ア 保育所は、子どもが生誕にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。
- イ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- ロ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- ハ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(二) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

- イ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
- ロ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

- イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。
- ロ 保育の方法

- イ 保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。
- ロ 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるように、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

- イ 子どもは生活リズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ロ 子どもは発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

- イ 子どもは相互の関係作りや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- ロ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

- ロ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(三) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更に自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならぬ。

ア 子ども自身が環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的・安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるように、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自身が周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

4 保育所の社会的責任

(一) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

(二) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(三) 保育所は、入所する子ども等の個人情報に適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに對し、その解決を図るよう努めなければならない。

第二章 子どもの発達

子どもは、様々な環境との相互作用により発達していく。すなわち、子どもの発達には、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、新たな能力を獲得していく過程である。特に大切なのは、人との関わりであり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることが重要である。この関係を起点として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくのである。

これらのことを踏まえ、保育士等は、次に示す子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して保育しなければならない。その際、保育士等は、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行うことが必要である。

1 乳幼児期の発達の特性

(一) 子どもは、大人によつて生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境（人、自然、事物、出来事など）に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

(二) 子どもは、子どもを取り巻く環境に主体的に関わることにより、心身の発達が促される。

(三) 子どもは、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。

(四) 乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きい。

(五) 子どもは、遊びを通して、仲間との関係を育み、その中で個の成長も促される。

(六) 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験が積み重ねることにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われる。また、それらがその後の生活や学びの基礎になる。

2 発達過程

子どもの発達過程は、おおむね次に示す八つの区分としてとらえられる。ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。また、様々な条件により、子どもに発達上の課題や保育所の生活になじみにくいなどの状態が見られても、保育士等は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。

(一) おおむね六か月未満

誕生後、母体内から外界への急激な環境の変化に適応し、著しい発達が見られる。首がすわり、手足の動きが活発になり、その後、寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になる。視覚、聴覚などの感覚の発達が進み、泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、喃語などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。

(二) おおむね六か月から一歳三か月未満

座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達すること、及び腕や手先を意図的に動かせるようになることにより、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。特定の大人との応答的な関わりにより、情緒的な絆が深まり、あやしてもらうと喜ぶなどやり取りが盛んになる一方で、人見知りをするようになる。また、身近な大人との関係の中で、自分の意思や欲求を身振りなどで伝えようとし、大人から自分に向けられた気持や簡単な言葉が分かるようになる。食事は、離乳食から幼児食へ徐々に移行する。

(三) おおむね一歳三か月から二歳未満

歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけていく。歩く、押す、つまむ、めくるなど様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、環境に働きかける意欲が一層高まる。その中で、物をやり取りしたり、取り合ったりする姿が見られるとともに、玩具等を実物に見立てるなどの象徴機能が発達し、人や物との関わりが強まる。また、大人の言うことが分かるようになり、自分の意思を親しい大人に伝えたいという欲求が高まる。指差し、身振り、片言などを盛んに使うようになり、二語文を話し始める。

(四) おおむね二歳

歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動機能や、指先の機能が発達する。それに伴い、食事、衣類の着脱など身の回りのことを自分でしようとする。また、排泄の自立のための身体的機能も整ってくる。発音が明確になり、語彙も著しく増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。行動範囲が広がり探索活動が盛んになる中、自我の育ちの表れとして、強く自己主張する姿が見られる。盛んに模倣し、物事の間の共通性を見いだすことができるようになるとともに、象徴機能の発達により、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになる。

(五) おおむね三歳

基本的な運動機能が伸び、それに伴い、食事、排泄、衣類の着脱などもほぼ自立できるようになる。話し言葉の基礎ができて、盛んに質問するなど知的興味や関心が高まる。自我がよりはつきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなるが、実際には、同じ場所や同じような遊びをそれぞれが楽しんでいる平行遊びであることが多い。大人の行動や日常生活において経験したことをごっこ遊びに取り入れたり、象徴的・想像力を駆使して遊びの内容に発展性が見られるようになる。予想や意図、期待を持って行動できるようになる。

(六) おおむね四歳

全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになる。自然など身近な環境に積極的に関わり、様々な物の特性を知り、それらとの関わり方や遊び方を体得していく。想像力が豊かになり、目的を持って行動し、つくったり、かいたり、試したりするようになるが、自分の行動やその結果を予測して不安になるなどの葛藤も経験する。仲間とのつながりが強くなる中で、けんかも増えてくる。その一方で、決まりの大切さに気づき、守ろうとするようになる。感情が豊かになり、身近な人の気持ちを楽しみ、少しずつ自分の気持ちを抑えられたり、我慢ができるようになってくる。

(七) おおむね五歳

基本的な生活習慣が身に付き、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間とともに活発に遊ぶ。言葉により共通のイメージを持つて遊んだり、目的に向かって集団で行動することが増える。さらに、遊びを発展させ、楽しむために、自分たちで決まりを作ったりする。また、自分なりに考えて判

断したり、批判する力が生まれ、けんかを自分たちで解決しようとするなど、お互いに相手を許したり、異なる思いや考えを認めたりといった社会生活に必要な基本的な力を身に付けていく。他人の役に立つことを嬉しく感じたりして、仲間の中の一人としての自覚が生まれる。

(六) おおむね六歳

全身運動が滑らかで巧みになり、快活に跳び回るようになる。これまでの体験から、自信や、予想や見通しを立てる力が育ち、心身ともに力があふれ、意欲が旺盛になる。仲間の意思を大切にしようとし、役割の分担が生まれるような協同遊びやごっこ遊びを行い、満足するまで取り組もうとする。様々な知識や経験を生かし、創意工夫を重ね、遊びを発展させる。思考力や認識力も高まり、自然現象や社会現象、文字などへの興味や関心も深まってくる。身近な大人に甘え、気持ちよく休めることもあるが、様々な経験を通して自立心が一層高まってくる。

第三章 保育の内容

保育の内容は、「ねらい」及び「内容」で構成される。「ねらい」は、第一章（総則）に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育士等が行わなければならない事項及び子どもが身に付けることが望まれる心情、意欲、態度などの事項を示したものである。また、「内容」は、「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したものである。

保育士等が、「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するための視点として、「養護に関わるねらい及び内容」と「教育に関わるねらい及び内容」との両面から示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である。

ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。また、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達援助であり、「健康」、「人間関係」、「環

境」、「言葉」及び「表現」の五領域から構成される。この五領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。

1 保育のねらい及び内容

(一) 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、生理的欲求が十分に満たされるようにする。
- ④ 一人一人の子どもが健康増進が、積極的に図られるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもが通常の健康状態や発達及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- ② 家庭との連絡を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。
- ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムが作られていくようにする。
- ④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようになる。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

イ 情緒の安定

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、安定感を持つて過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。

- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもが心身の疲れが癒されるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもが置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な融れ合いや言葉かけを行う。
- ② 一人一人の子どもが気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。
- ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことが出来るよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
- ④ 一人一人の子どもが生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

(二) 教育に関わるねらい及び内容

ア 健康

- ① 一人一人の子どもが、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

(ア) ねらい

- ① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

(イ) 内容

- ① 保育士等や友達と融れ合い、安定感を持つて生活する。
- ② いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- ③ 進んで戸外で遊ぶ。
- ④ 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。

- ⑤ 健康な生活のリズムを身に付け、楽しんで食事をする。
- ⑥ 身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。
- ⑦ 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しを持つて行動する。
- ⑧ 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- ⑨ 危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(ア) ねらい

- ① 保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- ② 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。
- ③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

(イ) 内容

- ① 安心できる保育士等との関係の下で、身近な大人や友達に関心を持ち、模倣して遊んだり、親しみをもちあう関わりをする。
- ② 保育士等や友達との安定した関係の中で、共に過ごすことの喜びを味わう。
- ③ 自分で考え、自分で行動する。
- ④ 自分でできることは自分でする。
- ⑤ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- ⑥ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- ⑦ 友達の良いさに気付く、一緒に活動する楽しさを味わう。
- ⑧ 友達と一緒に活動する中で、共通の目的を見いだし、協力して物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。
- ⑨ 良いことや悪いことがあることに気付く、考えながら行動する。

ウ

- ⑩ 身近な友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達など、様々な友達と関わり、思いやりや親しみをもち、友達と楽しく生活する中で決まりの大切さに気付く、守ろうとする。
- ⑪ 共同の道具や用具を大切に、みんなで使う。
- ⑫ 高齢者を始め地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもち、関わりを持つ。
- ⑬ 外国人など、自分とは異なる文化を持った人に親しみをもち、関わりを持つ。
- ⑭ 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- (ア) ねらい
- ① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。
- ② 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- ③ 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。
- (イ) 内容
- ① 安心してできる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- ② 好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、様々な遊びを楽しむ。
- ③ 自然に触れて生活し、その大きさと美しさ、不思議さなどに気付く。
- ④ 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。
- ⑤ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- ⑥ 自然などの身近な事象に関心を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。
- ⑦ 身近な動植物に親しみをもち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。
- ⑧ 身近な物を大切にすること。

エ

- ⑨ 身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- ⑩ 日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。
- ⑪ 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。
- ⑫ 近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。
- ⑬ 言葉
- ⑭ 経験したことや考えたことなどを自分の言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くこととする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- (ア) ねらい
- ① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを知り、関わりを持つ。
- ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになることともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。
- (イ) 内容
- ① 保育士等の広範的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
- ② 保育士等と一緒にことば遊びなどをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- ③ 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもち、聞いていたり、話したりする。
- ④ したこと、見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたこと、考えたことを自分なりに言葉で表現する。
- ⑤ したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- ⑥ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- ⑦ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- ⑧ 親しみをもち、日常のあいさつをする。
- ⑨ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。

オ

- ⑩ いろいろな身体を通してイメージや言葉を豊かにする。
- ⑪ 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。
- ⑫ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。
- ⑬ 表現
- ⑭ 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。
- (ア) ねらい
- ① いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
- ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。
- (イ) 内容
- ① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- ② 保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。
- ③ 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
- ④ 生活の中で様々な出来事に関わり、イメージを豊かにする。
- ⑤ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- ⑥ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にいたり、つくったりする。
- ⑦ いろいろな素材や用具に親しみ、工夫して遊ぶ。
- ⑧ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
- ⑨ かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。
- ⑩ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。

2

保育の実施上の配慮事項
保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。

(一) 保育に関わる全般的な配慮事項

ア 子ども一人一人の心身の発達及び活動の素養などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを尊重し、援助すること。
イ 子ども一人一人の健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあらわになってきたことに留意すること。

ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行動を見守りながら、適切に援助すること。
エ 子ども一人一人の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにすることともに、既に入所している子どもにも不安や動揺を与えないよう配慮すること。

オ 子ども一人一人の国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること。
カ 子ども一人一人の個性や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮すること。

キ 乳児保育に関わる配慮事項
ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う発達の遅れが多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づき、保護的な対応を行うこと。

ク 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。
コ 乳児保育に関わる職員間の連携や委託などの連携を図り、第五章（健康及び安全）に示された事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。

ケ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めること。
コ 担当の保育士が替わる場合には、子どものこれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

(三) 三歳未満児の保育に関わる配慮事項

ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づき、保護的な対応を心がけること。

イ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちに尊重すること。

ウ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。

エ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育士等が仲立ちとなって、友達との関係や友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。

オ 情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を促していくこと。

カ 担当の保育士が替わる場合には、子どもにそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

ク 三歳以上児の保育に関わる配慮事項

ア 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を導くことができるよう配慮すること。

イ 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるよう配慮すること。

ウ 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達を促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。

エ けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。

オ 生活や遊びを通して、決まりがあることの大切さに気づき、自ら判断して行動できるように配慮すること。

カ 自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。

キ 自分の気持ち、経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じよう心がけること。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。

ク 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、保育に必要な素材や用具を始め、様々な環境の設定に留意すること。

ケ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第四章 保育の計画及び評価

保育所は、第一章（総則）に示された保育の目標を達成するために、保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。

保育課程及び指導計画（以下「保育の計画」という。）は、すべての子どもが、入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。

また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づき改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。

1 保育の計画

(一) 保育課程

ア 保育課程は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、第二章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、前章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が保育所生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、編成されなければならない。

イ 保育課程は、地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持つて適切に編成されなければならない。

ウ 保育課程は、子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意し、各保育所が創意工夫して保育できるよう、編成されなければならない。

(四) 指導計画

ア 指導計画の作成

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(イ) 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。

(ロ) 子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえること。

(ハ) 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。

(ニ) 具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にしながら適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

イ 指導計画の展開

指導計画に基づき保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(イ) 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。

(ロ) 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるように必要な援助を行うこと。

(ハ) 子どもが主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。

(ニ) 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

(五) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

指導計画の作成に当たっては、第二章（子どもの発達）、前章（保育の内容）及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。

ア 発達過程に応じた保育

(イ) 三歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

(ロ) 三歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。

(ハ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもが生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

イ 長時間にわたる保育

長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

ウ 障害のある子どもの保育

(イ) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(ロ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。

(ハ) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。

(ニ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

ウ

環境

⑩ 身近な友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達など、様々な友達と関わり、思いやりや親しみを持つ。
⑪ 友達と楽しく生活する中で決まりの大切さに気付く、守ろうとする。
⑫ 共同の遊具や用具を大切に、みんなで使う。
⑬ 高齢者を始め地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。
⑭ 外国人など、自分とは異なる文化を持った人に親しみを持つ。

ウ

環境

① 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。
② 身近な環境に自分から関わり、発見を察しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
③ 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

(イ)

内容

① 安心できる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
② 好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、様々な遊びを楽しむ。
③ 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
④ 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。
⑤ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
⑥ 自然などの身近な事象に関心を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。
⑦ 身近な動植物に親しみをもち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。
⑧ 身近な物を大切にすること。

エ

言葉

⑨ 身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
⑩ 日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。
⑪ 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。
⑫ 近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。

エ

言葉

① 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉に聞き、その意図や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
② 自分自身の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
③ 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
④ 日常生活に必要な言葉が分かるようになることともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。

(イ)

内容

① 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
② 保育士等と一緒にごっこ遊びなどをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
③ 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもち、聞いていたり、話したりする。
④ 見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたこと、考えたことを自分なりに言葉で表現する。
⑤ したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
⑥ 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
⑦ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
⑧ 親しみをもち、日常のおいさつをする。
⑨ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。

オ

表現

⑩ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
⑪ 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。
⑫ 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

オ

表現

① いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
② 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。
③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

(イ)

内容

① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
② 保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。
③ 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
④ 生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。
⑤ 様々な出来事の中で、感動したことや伝え合う楽しさを味わう。
⑥ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にいかたり、つくったりする。
⑦ いろいろな素材や用具に親しみ、工夫して遊ぶ。
⑧ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
⑨ かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。
⑩ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。

2

保育の実施上の配慮事項

保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。
(一) 保育に関わる全般的な配慮事項
ア 子ども自身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
イ 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあらわにもたらされることに留意すること。
ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
エ 子どもが入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもにも不安や動揺を与えないよう配慮すること。

オ 子どもが国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること。
カ 子どもは性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮すること。
(二) 乳児保育に関わる配慮事項
ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。
ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第五章（健康及び安全）に示された事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護士等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。

エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。
オ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

(三) 三歳未満児の保育に関わる配慮事項

ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づき、保健的な対応を心がけること。

イ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。

ウ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。

エ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育士等が仲立ちとなって、友達の間で友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。

オ 情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を促していくこと。

カ 担当の保育士が替わる場合には、子どもがそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

ク 三歳以上児の保育に関わる配慮事項

ア 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるように配慮すること。

イ 子どもが情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮すること。

ウ 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達を促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。

エ けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるように配慮すること。

キ 自分の夢や経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけること。

ク 子どもの仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。

ケ 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるように、保育に必要な素材や用具を始め、様々な環境の設定に留意すること。

ク 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第四章 保育の計画及び評価

保育所は、第一章（総則）に示された保育の目標を達成するために、保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。

保育課程及び指導計画（以下「保育の計画」という。）は、すべての子どもが、入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。

また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。

1 保育の計画

(一) 保育課程

ア 保育課程は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、第二章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、前章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が保育所生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、編成されなければならない。

イ 保育課程は、地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って適切に編成されなければならない。

(二) 指導計画

ア 指導計画の作成

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(イ) 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。

(ロ) 子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえること。

(ハ) 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。

(ニ) 具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

イ 指導計画の展開

指導計画に基づき、保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(イ) 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力的体制を整えること。

(ロ) 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々な変化することにより、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるように必要な援助を行うこと。

(ハ) 子どもが主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。

(三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

指導計画の作成に当たっては、第二章（子どもの発達）、前章（保育の内容）及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。

ア 発達過程に応じた保育

(イ) 三歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

(ロ) 三歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。

(ハ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

イ 長時間にわたる保育

長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

ウ 障害のある子どもの保育

(イ) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、指導計画の中に位置付けること。

(ロ) また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(ハ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によつては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。

工 小学校との連携

(7) 子どもの生活や発達との連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもの小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。

オ

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験を始め保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

2 保育の内容等の自己評価

(一) 保育士等の自己評価

ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

イ

保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(7) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組み過程などに十分配慮すること。

(8) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通して、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

(二) 保育所の自己評価

ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

イ

保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(7) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(8) 児童福祉施設最低基準第三十六条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

第五章 健康及び安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健全な生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子どもの集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心をもち、心身の機能を高め、たくましく成長できるように、保育所は、第一章（総則）、第三章（保育の内容）等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育しなければならない。

1 子どもの健康支援

(一) 子どもの健康状態並びに発達及び発達状態の把握

ア 子どもは、心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発達及び発達状態について、定期的に、継続的に、また必要に応じて随時、把握すること。

イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。

ウ 子どもは、心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

(二) 健康増進

ア 子どもは、健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのわらひや内容を明確にし、ながら、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

イ 子どもは、心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ 子どもは、疾病等の事態に備え、医療室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。

環境及び衛生管理並びに安全管理

ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。

イ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つとともに、施設内外の保健的・環境的維持及び向上に努めること。

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

3 食育の推進

保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。

(1) 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食をすることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

(2) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。

(3) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食料や調理する人への感謝の気持ちや育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

(4) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に配慮し、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

健康及び安全の実施体制等

施設長は、入所する子どもの健康及び安全に最終的な責任を有することにかんがみ、この章の1から3までに規定する事項が保育所において適切に実施されるように、次の事項に留意し、保育所における健康及び安全の実施体制等の整備に努めなければならない。

(1) 全職員が健康及び安全に関する共通理解を深め、適切な分担と協力の下に年間を通じて計画的に取り組むこと。

(2) 取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整の業務について、専門的職員が担当することが望ましいこと。栄養士及び看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かして業務に当たること。

(三) 保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について、周知するよう努めること。

(四) 市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

第六章 保護者に対する支援

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第一章(総則)に示されているように、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。

- 1 保育所における保護者に対する支援の基本
- (一) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
- (二) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。
- (三) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。
- (四) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
- (五) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。
- (六) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。
- (七) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

2

保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(一) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。

(二) 保護者に対する 保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

(三) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合においては、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。

(四) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

(五) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

(六) 保護者に不適切な養育等が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

3

(一) 保育所は、児童福祉法第四十八条の三の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

イ 一時保育

(二) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。

(三) 子育て家庭への保育所機能の開放(施設及び設備の開放、体験保育等)

(四) 子育て等に関する相談や援助の実施

(五) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進

(二) 地域の要保護児童への など、地域の子どもをめぐって諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

第七章 職員の資質向上

第一章(総則)から前章(保護者に対する支援)までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

1 職員の資質向上に関する基本的事項

職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。

(一) 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。

(二) 保育所全体の保育の質の向上を図るため、職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと。

(三) 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。

2

施設長の責務

施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない。

(一) 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性の向上に努めること。

(二) 第四章(保育の計画及び評価)の2の(一)保育士等の自己評価及び(二)(保育所の自己評価)等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること。

(三) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。

3 職員の研修等

(一) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるよう、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(二) 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。

雇児保発第0328001号
平成20年3月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

保育所保育指針の施行に際しての留意事項について

平成21年4月1日より保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）が施行されるが、施行に際しての留意事項は、「保育所保育指針等の施行等について」（本日付け雇児発第0328001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により通知した事項のほか、下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

第1 保育所保育指針の保育現場等への周知関係

保育所保育指針の趣旨・内容が、市町村の担当者や各保育所など保育の関係者に十分理解され、同指針が保育現場における実践に日常的に活用されるよう、施行されるまでの間に、保育所の職員を対象とした研修の充実や市町村等の担当者に対する十分な周知等が必要であること。

また、保育所のみならず、家庭的保育事業や認可外保育施設などの保育現場においても、各々の状況に応じて同指針を参考として児童の処遇が行われるよう、関係者への周知を図るとともに、子育て中の保護者にも理解されるものとなるよう、広く社会への伝達及び普及を図ること。

第2 保育所保育指針に関する指導監査関係

保育所保育指針が、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第57号）による改正後の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に基づく告示となることに伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項に基づき都道府県等が行う児童福祉施設最低基準に関する指導監査の一環として、同指針の遵守状況に関する指導監査を行うこととなること。

ただし、保育の質を向上させるための各保育所における創意工夫や取組を促すことが重要であることから、告示化によりすべての保育所が遵守すべき最低基準として位置付けられることに伴い、従来の保育所保育指針（「保育所保育指針について」（平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知）の別添として定めた保育所保育指針をいう。）から内容の大綱化を図ったものであること。

したがって、各都道府県等における「児童福祉行政指導監査の実施について」（平

成12年4月25日厚生省児童家庭局長通知)に基づく保育所の指導監査については、保育所保育指針において、具体的に義務や努力義務が課せられている事項を中心に、子どもの発達に応じた適切な保育が行われているかどうか、また、そのための適切な運営が行われているかどうかについて、各保育所の創意工夫や取組を尊重しつつ、実施すること。

なお、その際には、他の事項に関する指導監査とは異なり、取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程(保育実践及びその振り返り、自己評価の取組等)についても尊重する必要があることに留意すること。

また、保育所保育指針の参考資料として取りまとめた「保育所保育指針解説書」については、法的拘束力を有するものではなく、指導監査の際に、同解説書に基づく指導等を行うことのないよう留意すること。

第3 保育所児童保育要録関係

第4章の1の(3)のエ(小学校との連携)において、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から就学先となる小学校へ送付されるようにすることとされたが、当該資料に関する様式、取扱い等については以下のとおりであること。

1 資料の様式等について

各市町村において、当該子どもの育ちを支えるための資料の様式を作成し、管内の保育所に配布すること。

様式については、「保育所児童保育要録」として別添1のとおり参考例を示すため、各市町村において、これを参考として地域の実情等を踏まえ、創意工夫の下、様式を作成すること。

2 保育所児童保育要録の作成、送付等について

子どもの育ちを支えるための資料(以下「保育所児童保育要録」という。)の作成、送付、保存等については、以下の取扱いに留意すること。

また、各市町村においては、保育所児童保育要録が小学校に送付されることについて市町村教育委員会にあらかじめ周知を行うなど、市町村教育委員会との連携を図ること。

(1) 施設長の責任の下、担当の保育士が記入すること。

(2) 作成した保育所児童保育要録については、その写しを児童の就学先となる小学校の校長に送付すること。

(3) 保育所は、作成した保育所児童保育要録の原本について、保育所児童保育要録の趣旨にかんがみ、当該児童が小学校を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。

3 個人情報保護の観点からの留意事項について

保育所児童保育要録は、児童の氏名、生年月日等の個人情報を含むものであるため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。

なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の(1)及び(2)のとおりであるが、個人情報の利用目的の明確化の観点から、あらかじめ、保護者に対して、個人情報を含む保育所児童保育要録の趣旨及びその内容とともに、保育所児童保育要録が就学先の小学校に送付されることを周知しておくことが望ましいこと。

- (1) 公立保育所については、各市町村が定める個人情報保護条例に準拠した取扱いとすること。
- (2) 私立保育所については、当該保育所が個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者該当する場合については、原則として個人情報を第三者に提供するには本人の同意が必要となるが、保育所児童保育要録については、例外的に同意が不要となる場合を定めた同法第23条第1項第1号（法令に基づく場合）に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

4 小学校との連携について

保育所保育指針において、保育所児童保育要録の小学校への送付が定められるとともに、今般改正された「小学校学習指導要領」（平成20年文部科学省告示第27号）（別添2）においても、小学校と保育所との連携が新たに盛り込まれたところである。

これらを踏まえ、保育所、幼稚園及び小学校の連絡協議会の設置等により交流の機会が設けられ、相互理解が深められることが期待されるが、各市町村においても、市町村教育委員会をはじめとする関係部局と連携し、これらの取組を支援・推進すること。

保育所保育要録に記載する事項

○ 入所に関する記録

1. 児童名、性別、生年月日
2. 保育所名及び所在地
3. 児童の保育期間（入所及び卒所年月日）
4. 児童の就学先（小学校名）
5. 施設長及び担当保育士名

○ 保育に関する記録

1. 子どもの育ちに関わる事項

保育所生活全体を通して、子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を通して総合的に記載する。

2. 養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項

（ア）子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記載する。

（イ）子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載する。

3. 教育（発達援助）に関わる事項

子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度（5、6歳）における子どもの心情・意欲・態度等について記載する。

保育所児童保育要録

【様式の参考例】

ふりがな			性別		
氏 名			就学先		
			生年月日	平成	年 月 日生
保育所名 及び住所	(保育所名)	(住所)	〒		
保育期間	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日 (年 か月)
子どもの育ちに関わる事項					
養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項			(子どもの健康状態等)		
項目	教 育 (発 達 援 助) に 関 わ る 事 項				
健康	・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。				
	・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
	・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。				
人間関係	・生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。				
	・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。				
	・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。				
環境	・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。				
	・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。				
	・身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。				
言葉	・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。				
	・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。				
	・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。				
表現	・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな表現を持つ。				
	・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。				
	・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。				
施設長名			(印)	担当保育士名	(印)

- ※ 「子どもの育ちに関わる事項」は子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を捉えて総合的に記載すること。
- ※ 「養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項」は、子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について記載すること。また、子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。
- ※ 「教育に関わる事項」は、子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度(5, 6歳)における子どもの心情・意欲・態度等について記載すること。
- ※ 子どもの最善の利益を踏まえ、個人情報保護に留意し、適切に取り扱うこと。

小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）（抄）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。